

機関番号： 37305

研究種目： 若手研究 (B)

研究期間： 2008 ~ 2010

課題番号： 20730006

研究課題名 (和文) 不完備契約理論による両側の法的救済制度の研究

研究課題名 (英文) Studies of Bilateral Breach Remedy by Incomplete Contract Theory

研究代表者

佐藤 茂春 (SATO SHIGEHARU)

長崎ウエスレヤン大学・現代社会学部経済政策学科・准教授

研究者番号： 00432849

研究成果の概要 (和文) : 契約当事者の双方が契約破棄を行う可能性がある場合に協力的投資モデルを拡張すると、異なった結果が得られることがわかった。とりわけ、双方の期待利益を比較して、負の賠償まで行わせる厳格な期待利益ルールにまで拡張すると、ファーストベストが達成されることが示された。

研究成果の概要 (英文) : This study shows that the different outcome is derived by the extended cooperate investment model, which includes bilateral investment. Furthermore, it is shown that the strict expectation damage rule, which is possible to force negative compensation, achieves the first-best outcome.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	400,000	120,000	520,000
2010年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：(H) 法と経済

1. 研究開始当初の背景

法的救済ルールの先駆的研究としては Shavell (1980) がある。また、協力的投資モデルにおける法的救済ルールの分析は Che and Chung (1999) の研究から始まっている。これらの研究では基本的に片側の法的救済のみを分析している。両側の法的救済制度を分析したおそらく唯一の先行研究は Schweizer によるものである。Schweizer (2006) によると、両側の法的救済制度下では片側の救済制度下と結果が異なり、とりわけ、協力的投資モデルにおいては期待利益ルールの下でファーストベストが達成される

ことが示されている。しかしながら、Schweizer のモデルの妥当性は以下の点から疑問点が残る。まず、第 1 に、Schweizer のモデルではある特定の関係特殊投資額、または、それによって得られる期待利益を契約に書く必要がある。しかしながら、関係特殊投資の定義から従来のモデルでは契約することができない変数として扱われており、その点で、過去の分析との整合性を欠いていると思われる。第 2 に、Schweizer では期待利益ルールと原状回復ルールしか分析していない。そのため、Che and Chung (1999) で比較的効率的であった信頼利益ルールや約定損害賠償ルールとの比較はなさ

れていない。第3に、これは1番目の問題と関係しているが、Schweizerでは従来の分析より契約にかける変数を広く解釈しているため、不完備契約そのものの効率的なデザインは特に示されていない。以上の点から、Schweizerの着想は画期的であるが、分析は不十分であると言わざるを得ない。そこで、本研究課題では以上の問題を解消するようなモデルを構築し、それを用いて、従来の結果と比較可能な形で、法的救済ルールの効率性を明らかにしようとするものである。

2. 研究の目的

本研究課題の主な目的は不完備契約のモデルを用いて、従来ほとんど研究されていない双方不履行時の法的救済制度の効率性を分析することである。従来の法的救済制度の経済分析では基本的に売買契約などの双務的契約を扱っている。しかしながら、契約不履行を起こす可能性のあるのは一方の当事者だけという設定がなされている。その結果、分析は容易となっているが、結果の妥当性については疑問が残る。なぜならば、現実の双務的契約では明らかに双方が不履行を起こす可能性があるからである。例えば、売買契約を考えると、買い手が購入を拒否する場合もあれば、売り手が売却を拒否する場合もあり得る。このように、現実の取引では契約の両当事者に不履行を起こす誘因があると考える方が自然である。そこで、本研究では売り手、買い手の双方が不履行を行う可能性のあるモデルを構築し、実際に行われている両側の(売り手、買い手の両当事者に対して課される)法的救済制度の効率性を比較検討し、より効率的な法的救済制度は何かを示す。さらには、両側の法的救済制度の下で、契約そのものの最適なデザインを明らかにする。以上をまとめると、本研究の課題として、次の4点があげられる。

1. 双方が契約不履行を起こす可能性がある不完備契約モデルの構築
2. 双方もしくは片方が契約不履行を起こした際の現実の法的救済制度の研究
3. 上記のルールをモデルに取り入れ、その効率性を分析
4. 最適な契約と両側の法的救済制度を明らかにする。

本研究課題の特色は分析の困難な両側の法的救済ルールに取り組もうとしているところにある。とくに独創的な点はモデルの単純化を念頭に置いて、当該分野のスタンダードなモデルを構築しようとしている点である。これはSchweizerなどの先駆的研究がモデルの一般性を重視しているのとは対照

的であり、今後の法と経済学の発展のためにはより簡単なモデルでの分析がスタンダードとなり得ると考えている。実際に、現在標準的に使われるモデルはいずれもシンプルなモデルである。また、本研究が目指す目的からいっても、過度の一般化は不要であると思われる。このように、モデルの一般性のある程度犠牲にすることにより、より明確な結果を得られることが予想される。さらに、今まで扱われてきた救済ルールにとどまらず、より複雑なルールや契約を分析する上でも、数値計算を行うことができる利点がある。このように、本研究課題は法と経済学の新たなスタンダードモデルを構築しようとする野心的なものであるといえる。以上をまとめると、本研究課題の独創性、予想される結果と意義は次のようになる。

【独創性】現実の契約では当然起こりうるが、分析されてこなかった両側の法的救済ルールを扱う。

【予想される結果】両側の法的救済ルール分析の標準的なモデルが提示できる。従来の片側(契約の一方の当事者のみに課される)法的救済ルール分析とは異なる結果が期待される。

【意義】より現実的なモデル設定で得られた結果であるので、従来の研究より信憑性が高い。今後のこの分野の分析の標準となりうるモデルが示される。

3. 研究の方法

本研究を行うにあたっての基本的な不完備契約理論のサーベイは終了しており、法的救済をあつかう基本的なモデルは完成しているため、平成20年度はその完成度を高めるため、法学関係の文献のサーベイをおこなう。特に、現実に即したモデルの構築を行うため、裁判でどのような法的救済が行われているかを調査する必要がある。したがって、研究目的の「2. 双方もしくは片方が契約不履行を起こした際の現実の法的救済制度の研究」は「1. 双方が契約不履行を起こす可能性がある不完備契約モデルの構築」と並行して行うこととする。

まず、判例やデータ、法学関連の文献を集め、分析、整理する。これらの文献を参照することにより、とくに現実の裁判で双方の当事者に契約の不履行があるような場合にどのような判例があるのか、また、それは法学的にはどう解釈されるのかを把握する。これらの作業により、現実の取引についての理解を深める。

モデルの作成は以下のような手順で行う。双方が契約不履行を起こすインセンティブを現実の取引を参考にモデルに取り込む。そ

れに、訴訟の過程をいくつかのパターンで分析し比較する。これは双方が 契約不履行を起こすモデルではどちらが訴訟を起こすのか、どちらの契約不履行が認定されるのかといった問題が新たに生じるためである。ここまでの分析で基本的なモデルが完成する。

平成 21 年度は前年度に引き続き、モデルの構築と分析を行う。とりわけ、研究目的の「3. 上記のルールをモデルに取り入れ、その効率性を分析」から「4. 最適な契約と両側の法的救済制度を明らかにする」を中心に行う。伝統的に分析されている基本的な法的救済ルールに加え、判例でどの程度の救済が行われているのかをモデルに取り込んで、どの法的救済ルールが適切であるのかどうかを比較する。さらに、現実の法的救済ルールが効率的でない場合があるならば、どのような法的救済ルールが望ましいのかを示す。その際には各国の法制度に関する調査を行い、その研究結果の学会報告などを通じて、法学の専門家などにも意見を求め、いっそうの充実を図る。

平成 22 年度は、これまでの研究成果を国内外の研究会で報告し、ディスカッションを通して論文の完成度を上げていく。そして、論文を完成させ、学会で報告する。完成論文は専門誌に投稿する。

4. 研究成果

本研究では不完備契約のモデルを用いて、従来ほとんど研究されていない双方不履行時の法的救済制度の効率性を分析した。従来の法的救済制度の経済分析では基本的に売買契約などの双務的契約を扱っている。しかしながら、契約不履行を起こす可能性のあるのは一方の当事者だけという設定がなされている。その結果、分析は容易となっているが、結果の妥当性については疑問が残る。なぜならば、現実の双務的契約の多くで双方が不履行を起こす可能性があるからである。例えば、物の売買契約を考えると、買い手が購入を拒否する場合もあれば、売り手が売却を拒否する場合もあり得る。このように、現実の取引では契約の両当事者に不履行を起こす誘因があると考えの方が自然である。そこで、売り手、買い手の双方が不履行を行う可能性のあるモデルを構築し、実際に行われている両側の（売り手、買い手の両当事者のどちらかが契約不履行したときに被害者に適用される）法的救済制度の効率性を比較検討し、より効率的な法的救済制度は何かを示した。

法と経済学会第 7 回報告論文「両側の契約破棄可能性下の法的救済ルールの効率性」では、法的救済の賠償額の決定方法を 3 つのル

ールに分類して比較している。すなわち、期待利益ルール、信頼利益ルール、原状回復ルールである。従来の研究では、契約不履行の効率性については、期待利益ルールが常に効率的であり、信頼利益、原状回復ルールでは過小履行をもたらすことが知られているが、多くは売り手のみが契約不履行を起こすという前提の下で示されたことである。実際の取引では買い手も契約不履行を起こす可能性があるため、この点をモデルに取り入れて分析を行い、各ルールにおいてどのような契約不履行が行われるのかを示している。さらに、買い手が信頼支出を行う場合に、その信頼水準の効率性がどのようになるかを検討した。この分析により、従来の売り手のみが契約破棄を行う可能性がある特殊ケースと比較して、買い手が契約破棄を行う可能性がある場合は各賠償額決定ルールにおける信頼水準の決定に違いが見られた。

論文「契約破棄と両側の法的救済」では契約当事者の双方が契約破棄を行う可能性がある場合に協力的投資モデルを拡張すると、異なった結果が得られることがわかった。とりわけ、双方の期待利益を比較して、負の賠償まで行わせる厳格な期待利益ルールにまで拡張すると、ファーストベストが達成されることが示された。すなわち、従来の法的救済ルールの下では、双方が契約破棄を行う可能性があっても、ほぼ同様の結果が得られる。しかしながら、賠償額を厳密に履行させる厳格な期待利益ルールの下では、ファーストベストを導く価格契約が作成可能である。そのため、Che and Chung(1999)などの従来の研究での協力的投資モデルでは信頼利益ルールが望ましいという結果と異なり、協力的投資モデルの下で厳格な期待利益ルールが望ましいという結果が得られる。また、双方が契約破棄を行う可能性を考慮した法的救済ルールの定式化は確定した方法がなく、その一つの方法を提示したと言うことで、重要な意味があると思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

研究者番号：

〔雑誌論文〕(計 1 件)

① 佐藤茂春「契約破棄と両側の法的救済」
長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要第 9
巻、2011 年。

〔学会発表〕(計 1 件)

① 佐藤茂春「両側の契約破棄可能性下の法的救済
ルールの効率性」法と経済学会 第 7
回全国大会、2009 年。

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況(計◇件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 茂春 (SATO SHIGEHARU)

長崎ウエスレヤン大学・現代社会学部経済
政策学科・准教授

研究者番号：00432849

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()